

東南アジア学会
第 77 回研究大会

発表要旨集

2007 年 6 月 9 日(土)、10 日(日)

九州大学六本松地区キャンパス

「普通選挙と労働者票 - 1933 年サイゴン市議会選挙再考」

渋谷由紀（東京大学大学院人文社会系研究科）

発表要旨

ホーチミン市（旧サイゴン市）は、植民地経営拠点として発展し、1975 年まで反共の拠点であったが、その歴史の中で市民の革命志向性の象徴として高く評価されているのが、1933 年サイゴン市議会議員選挙である。1933 年、共産党系の労働派 So Lao Dong は、ベトナム人（キン族）枠第一党となり、続く 1935 年、1937 年にも第一党を維持した。本発表では、1920 年代後半から 1930 年代後半にかけての市議会選挙について、主に立憲党系国語新聞を通じ、1933 年選挙以降、立憲党系から労働派に第一党が転換した理由を考察する。

サイゴン市議会においてベトナム人の選挙制度が導入された 1881 年当初より、サイゴン市議会は普通選挙制が採られ、植民地議会や省議会といった議会とは性質が異なる議会であった。普通選挙制は売票行為を横行させたため、選挙の主体であった立憲党系のベトナム上流知識人は、下流階級の人々の選挙参加を好まなかった。しかし、1920 年代に入り、工場労働者がサイゴン市に出現すると、市議会は工場労働者から知識人階級まで、全てのベトナム人の共通利益を実現する場として認識されるようになる。1926 年のサイゴン市議会選挙は、労働者票の獲得が戦略として用いられた初めての選挙となり、1929 年選挙では、立憲派がバソン海軍工場の事務員を立候補させた。

1933 年、以前は独立した党派を形成することがなかった労働者が、はじめて党派を形成し出馬した。労働派へ選挙への出馬は、保守派の猛烈な反発を招いた。その反発は、労働派が第 1 回選挙において圧倒的な勝利を収めたことで頂点に達し、議会の召集後も、労働派には冷たい批判が寄せられた。

労働派はバソン海軍工場の支持基盤に、続く 1935 年選挙・1937 年選挙でも、第一党であり続けた。しかし、1933 年から 1937 年にいたる 3 回の選挙の結果だけをもって、労働派がサイゴン市議会選挙の有権者や、サイゴン市民から広範な支持を受けていた、と結論付けることはできない。労働派の勝利の分析には、普通選挙・連記制・二回投票制・有権者登録制・投票率という、選挙制度の特殊性を考慮する必要がある。

植民地政権がベトナム人に与えた唯一の「民主的」政治参加の場であるサイゴン市議会は、1920 年代には、フランスの思惑通り、フランス人や華人に対するベトナム人の権利実現の場として機能した。しかし 1933 年に労働派が出馬し、伝統的にサイゴン市議会を牛耳っていた、立憲党の流れを汲む保守派と対立、サイゴン市議会に關与するベトナム人が 2 分されると、サイゴン市議会の役割は、労働派による政治的イデオロギーのキャンペーンの場に変質した。

「商品作物普及過程における農村企業家の役割
- ベトナム・バクニン省クエヴォでのジャガイモ栽培の事例から - 」

設楽澄子（一橋大学大学院社会学研究科）

発表要旨

本報告は、近年農業の著しい市場化が進んでいるベトナム北部紅河デルタのジャガイモ産地におけるフィールドワークをもとに、商品作物の普及を牽引する担い手が誰であり、その担い手がいかにして形成されてきたのかを分析することを目的とする。

ベトナムのバクニン省クエヴォ県では 90 年代以降、ジャガイモの新品種が農民グループによって導入され、市場向けジャガイモ栽培が急速に進展し、質量ともに他の地域をしのごジャガイモの産地となった。産地形成において重要だったのが、在村企業家が行ったジャガイモ事業である。彼らの活動を可能にしたのは、村落外部における農業技術者や野菜卸売商人とのネットワーク構築と、産地における農村を基盤とした地縁・血縁ネットワークであった。

よって本報告では、まず聞き取り調査によって得られたデータをもとに、こうした在村企業家のネットワーク形成過程を再構成する。その際、企業家の活動を、彼らのプロフィールと関連させて具体的に紹介し、彼らの共通点および他の農民と異なる特徴を例示する。そして種芋販売、ジャガイモの集出荷、種芋の保冷保管の 3 つの事業に焦点をあて、それぞれに活動において、どのようなネットワークを構築したのか段階的に描写する。さらにクエヴォ県においてこうした在村企業家の活躍を可能にした諸条件を分析し、彼らの可能性と限界にも言及する。

そして最後に、ベトナム北部紅河デルタを扱った先行諸研究の成果も踏まえつつ、本報告の着眼点 地縁、血縁を生かした在村企業家の商業活動、流通ネットワーク、地方政府の支援などが、この地域における産地形成に共通する特徴であることを仮説として提示してみたい。

「ラオス政府の児童労働への取り組み - 2000 年評価書を軸として」

森 一代 (京都大学大学院生)

発表要旨

当報告は 2007 年 1 月から 4 月までラオスで実施したラオス政府の児童労働への取り組みに関する現地調査がもとになっている。ラオス労働・社会福祉省と ILO-IPEC の調査によると、国外への出稼ぎの割合は総出稼ぎ人口の 80.8% に達し、うち 81.5% をタイが占めている。周辺国への出稼ぎの割合が 8.3% であることを考えると、タイは大部分のラオス人出稼ぎ労働者の受入国となっていると言える。同調査によるとラオス国内で最も出稼ぎ労働者数の多い 3 県からの不法動労者数は 45,000 人、年齢層は 15-18 歳が最も多く 18 歳以下の未成年者の割合は 1/3 に達している。しかしながらタイ当局はタイにおけるラオス人労働者を約 18 万人と推定しており、実際のラオス人未成年労働者は更に多いものと見込まれている。

当報告ではラオスにおける子どもと女性の人身売買に関する初期評価書 (通称 2000 年評価書) を取り上げることによって、児童労働問題を危惧視していた国際機関からの支援を受けて始まったラオス政府の対応がいかに受動的であったかを指摘し、ラオス政府の視点から児童労働問題をどのように捉えていたかを検討する。この評価書は ILO-IPEC/TICW (国際労働機関 - 児童労働撤廃国際計画 / 児童と女性の人身売買が参加型開発トレーニングセンター・労働社会福祉省協賛との提携のもとに発行したものであり、児童労働問題の深刻さ、push・pull 要因、社会・経済的な影響を明らかにすることを目的としている。

当評価書のフィールド調査によって、児童労働が一向に減らない背景として人身売買の問題を扱う法律がない、罰金が安すぎる、中退者が多い (教育内容に魅力がない)、同郷者の勧誘、ネットワークが既に定着しまっている、農業だけでは満足のいく収入にならない、代替物も現状では難しい等の背景が明らかになった。

結論としては児童労働をどのように捉えているかについての政府独自の見解はなく、人身売買に関する認識 (定義) はラオスにはまだないものとして、政府は 1997 年の 5 月にバンコクで開催された違法な出稼ぎに関する会議の女性と子どもの人身売買の事例において報告された人身売買の定義を挙げるにとどまった。また ILO 協定と子どもの人権条約をそのまま引用し、子どもの人身売買の問題は最もひどい労働搾取であり、労働と人間性に関わる問題であるとしている。しかしながら前述の「最もひどい労働搾取であり問題である。」という描写とは対照的に、フィールド調査の章を通して、労働搾取を強いられた児童の例はまったく見受けられなかったため、ラオス政府は児童労働をそれほど注視していないのではないかという点が指摘される。

「17 - 18 世紀ベトナム黎鄭政権における鄭王府の財政機構」

上田新也（広島大学大学院文学研究科）

発表要旨

17 世紀から 18 世紀にかけてベトナム北部を支配した黎鄭政権では、宦官の活動は宮廷内にとどまることなく、財務官僚や武人として幅広く活動していたことが従来の研究によって明らかにされている。しかしこれらの研究は個々の宦官の活動を指摘するのみに留まっており、黎鄭政権において宦官がそのような活動をするに至った背景については十分な考察がなされてこなかった。本発表では黎鄭政権における鄭王府の財政機構に焦点を当て、そこでの宦官の活動に焦点を当てることによって、宦官重用の背景について考察したい。

1428 年、黎利によって創建された黎朝は 1527 年に莫登庸によって篡奪され一旦は断絶する（黎朝前期）。しかし滅亡間もない 1533 年にラオス山中で阮淦によって荘宗（位 1533 - 48）が擁立されて黎朝は再興される。その後、阮淦が率いる軍団は女婿の鄭検、さらに鄭松へと継承され、1592 年に紅河デルタを莫氏から奪回することに成功する。しかし再興された黎朝においては鄭氏が政治的実権を掌握しており、黎朝皇帝はほとんど実権を失っていた。さらに 1599 年には鄭松が王爵を授けられて王府を開き、事実上の最高権力者として北部ベトナムを支配した（黎鄭政権、1533 - 1789）^{*1}。

黎鄭政権の制度を考える上で重要な事は、鄭王が長期にわたって政治的実権を掌握していたにもかかわらず、形式上は黎朝皇帝を推戴し続けたことである。このような政治的状況は黎鄭政権の制度にも大きな影響を与えている。黎鄭政権では基本的には黎朝前期の制度が継承されたが、鄭王はそれらの制度を形骸化させつつも完全に消滅させることはなく、それらの制度の「外側」に鄭王府系の組織を構築することによって実権の掌握の度合いを強めていった。しかしこれら鄭王府を中心とした組織は、その非公的な性格の故に十分な史料が残されず、不明な部分が多かった。そこで本発表では従来の史料に加え、新たに拓本史料を主史料として活用することによって鄭王府の財政機構であったと「番」と呼ばれる組織について、その職掌や人員構成を明らかにしていく。

これによって黎鄭政権における鄭王府の財政機構の概要、そこでの宦官の任用などを明らかにし、最後に黎鄭政権において宦官が重用された制度的背景について考察を加えることとしたい。

*1 黎鄭政権については、黎朝後期あるいは鄭氏政権と呼称するのが通常である。しかし本発表では制度について検討する際に、黎朝系官署、鄭王系官署というように分別せざるを得ない。従って黎朝後期、鄭氏政権というようにどちらかに偏った呼称を使用するのは避けたい。幸いベトナム語では「黎鄭政権」に相当する語を用いるのが通常であるので、本発表でもこれに倣い「黎鄭政権」の語を用いる。

「クメール美術にみるインド文化の受容と変容

－ 観世音菩薩像における『カーランダ・ヴューハ』の影響を中心に －

宮崎晶子（上智大学大学院生）

発表要旨

本報告では、アンコール王朝時代の美術であるクメール美術のなかで、特に観世音菩薩像に焦点を当て、彫像が表現する宗教観を經典・その他の図像・アンコール碑文と比較することで、どのような宗教のもと、この彫像が作られたのかについて試論を提示する。

インド発祥の仏教は、中央アジア、東南アジア、中国、日本などさまざまな地に伝播するとともに、各地で変容し独自の仏教美術を生み出していった。なかでも、大乘仏教の観世音菩薩は、さまざまな姿に化身して生類を救済する性格をもつため、各地において多様な姿で表現され、中国や日本においても独自の図像が確認されている。

クメール美術の中には、クメール美術独自の図像を表現する彫像がいくつか存在する。本報告で焦点を当てる上半身に多数の化仏を表現する観世音菩薩像もその一つである。現在までのところ、この彫像に関連するとされる經典や他地域の図像が数点報告されてきた。しかしながら、いずれの研究においても經典や図像との関係性および歴史的背景などの裏づけがなされておらず、類例を提示するにとどまっている。また、アンコール王朝の碑文を確認し、それらの經典や図像にみられる信仰が確認できるかどうか、検討を行っていない。

本報告で焦点を当てる観世音菩薩像は、雲岡第 18 窟の立像との図像上の共通性が指摘されている。また、經典に関しては、『カーランダ・ヴューハ』という 7 世紀に北西インドで成立した經典の影響が考えられている。

しかしながら、雲岡第 18 窟の立像は観世音菩薩ではなく、「盧舎那仏」もしくは「釈迦仏」だと解釈されている。そして、一見共通性が見受けられる図像は、詳細に検討すると同様の図像であるとは考えられない、ということが判明した。

また『カーランダ・ヴューハ』に関しても、東南アジアへの伝来が明らかになっていない。そして何よりも、『カーランダ・ヴューハ』が流行したネパールやチベットにおいて、クメール美術の観世音菩薩像のような図像を示す彫像は確認されておらず、伝播過程が不明である。また『カーランダ・ヴューハ』の記述と観世音菩薩像の図像を比較すると、必ずしも一致しているとは考えられない。

そこで本報告では、アンコール王朝の碑文を再確認することで、上半身に多数の化仏を表現する観世音菩薩像がどのような宗教観のもとつくられたのか、その独自の信仰や宗教混交について検討を行いたい。

「19 世紀後半の世界海底電信ネットワークと東南アジア」

首藤英児（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科）

発表要旨

東南アジアの近代史において、19 世紀の交通・通信革命は閉却できない重要な意味を持つ。鉄道・蒸気船・電信・電話などの新技術は 19 世紀後半に世界中へ急速に拡大し、時間と空間の概念を一変させ、東南アジアの社会・政治・経済にも大きな影響を与えたからである。

これらの技術を発明し世界に広めたのは西洋諸国であったため、帝国主義・植民地支配と併置され、「西洋のみを利した近代技術」として一元的に語られる傾向がある。しかし実際は地域や時代によって導入過程も利用のされ方も多様であり、それぞれの植民地・非西洋諸国に固有の事情と役割があったはずである。

このような視点に立つ本発表では、東南アジアの「海底電信」に焦点を当てる。19 世紀中葉のイギリスで初めて実用化された海底電信は、数十年の間に大陸と島々を相互に結びつけ、世界規模のネットワークを形成した。東南アジアは 1870 年にイギリスによってこのネットワークに組み込まれ、それまで最速の蒸気船でも数カ月を要していたヨーロッパ・アメリカとの相互通信が、わずか数分から数時間へと劇的に短縮された。また、インド東岸から中国・オーストラリアに及ぶ広範な地域のほぼすべての海底電信が、20 世紀に至るまでイギリスの民間企業 1 社によって取り扱われていた。

本発表の目的は、東南アジアまで海底電信ネットワークを拡張したイギリスの意図と導入後の利用実態を明らかにし、当時の東南アジア地域像および東南アジア ヨーロッパ関係を「情報」という新たな視角から検討することである。

資料としてはイギリス議会文書と海底電信会社の経営記録を主に用いた。これらの分析により、イギリス政府は政治的・戦略的な意図よりも本国 植民地間貿易での利用という商業的な利益を考えて海底電信を導入したこと、一方、海底電信は導入直後から「域内通信」に活発に利用され、全体の約半数を占めていたことを示す。すなわち、政府は本国 植民地間の通信を目的としていたのに対し、実際はローカルな通信にも数多く利用され、それが電信会社の重要な収入源となっていた。

これらの分析結果は、1870 年前後の東南アジア地域では域内商業活動が盛んであったこと、それを前提として参入することでイギリス電信会社の事業が成立していたこと、本国政府・各植民地・電信会社のそれぞれにとって海底電信という情報通信システムの意味が異なっていたことなどを示唆している。

本発表で示したのは研究の序論にあたるものであり、具体的な利用実態、その影響と意味の検討は今後の課題としたい。

「19 世紀末米西戦争期における、香港でのフィリピン革命活動家の動き」

上野美矢子（東京大学大学院生）

発表要旨

（1898 年 5 月 1 日から 8 月 13 日までの米西戦争期におけるフィリピン人活動家の香港内での対立の構図とその原因）

19 世紀末にフィリピン・ルソン島で起こった「フィリピン革命」と呼ばれる運動は、東南アジアで一番早く起こった独立運動だと言われている。発表ではこの独立運動の中において、香港で活動した活動家たちに着目し、米西戦争期の 1898 年 5 月 1 日から 8 月 13 日の間に、彼らの内部で起こった対立に焦点をあてて発表を行いたい。

1896 年 8 月末にマニラで始まったこの独立運動は、初期は独立側が優勢であったが、その後膠着状態となり、1897 年 12 月には、一時的にスペインとの間に戦闘停止協定が結ばれた。しかし、メイン号爆沈により米西戦争が起きる可能性が大きいと見たアメリカ・アジア艦隊は、1898 年 3 月、香港に寄港した際、密かに香港の独立運動側と接触を始めた。アメリカの協力が得られると考えた独立側は、4 月 25 日に米西戦争が始まると、香港で密かに会議を開き、独立運動の再開を準備した。独立闘争に新興列強のアメリカという国がかかわってきたことでフィリピン人とスペイン人との間の紛争は、「スペインの国内問題」または「フィリピン人とスペイン人の争い」から、「列強の思惑が絡みあう国際問題の中で解決せねばならない問題」となり、彼等の独立運動の性格が一変することになった。

フィリピン国内では、スペインの弾圧や監視があり、活動家たちは自由に活動することが出来なかった。したがって、独立運動側は、物流・情報の集散地であり、しかもスペインの領土もない香港で、「武器調達」や「支援国の協力を得る」「世界にフィリピンの窮状を配信する」などの、独立運動に必要とされた活動を自由に行おうと考えた。しかし、実際には、効果的な結果が得られないまま、8 月 13 日の戦闘終了¹⁾を迎えることになった。その理由の一つは、独立運動側の中に存在した内部対立にあった。

発表では「何故発表対象時期に、香港が対外活動の拠点となったのか」「香港内部にどのような対立が存在していたのか」、「その対立は何故発生したか」、そして「これらの対立がどのような影響を独立活動に及ぼしたのか」について、主にフィリピン側の史料と日本側の史料をもとに述べていきたい。

この時代は、個々の活動が一つの大きなムーブメントとなっていった時代である。結果的には、それがナショナリズムの萌芽に繋がったことは確かではあるが、この発表ではなるべくフィリピン・ナショナリズムに基づかない姿勢で、個々がどのような発言や行動をしたのかというミクロの部分に着目し、人間の持つあいまいさや弱さなども考慮しながら、なるべくニュートラルな姿勢で彼らの活動を検証したいと考えている。

¹ フィリピンにおける米西戦争の実質的な戦闘期間は、1898 年 5 月 1 日のマニラ湾海戦から、1898 年 8 月 13 日のイントラムロス（スペイン政庁の中心が存在する、スペイン風に整備された石造りの城壁都市）での降伏までである。

「植民地下ジャワ華商の対外志向

- 20 世紀初頭におけるスマラン貿易商の活動 - 」

工藤裕子（東京大学人文社会系研究科）

発表要旨

蘭印経済は 20 世紀初頭、砂糖やゴムの輸出、米の輸入を中心に世界市場との結びつきを強め、いわゆる「アジア間貿易」が拡大した。この環境下で、華人がどのような経済活動を行っていたのか、1900～1930 年の大手貿易商の活動を追いながら、彼らの対外志向を考察する。とりわけ多くの大手華商を輩出した、中部ジャワ・スマランを事例に挙げる。スマランでは、19 世紀末にアヘンの専売請負制度が廃止されると、華人社会のリーダーシップが公館エリートから貿易商に移行した。大手貿易商は、砂糖、米、大豆などの国際商品作物の貿易で大きな役割を担い、ジャワ糖の販売政策にも多大な影響を及ぼす存在だった。

「ジャワの砂糖王」といわれた黄仲涵を筆頭に、大手貿易商は 19 世紀末までにアヘン専売請負で資本を蓄積し、貿易業に参入した。しかし 1910 年代には、新来華人の中からも貿易業で成功を収める者が出現し、スマラン商会幹部の一翼を担うようになる。その成功は、南方への経済的な関心を高めていた日本との結びつきを強め、日本の資本を利用しながら金融や海運、倉庫などの貿易インフラを享受したことに起因する。日本との交渉の先頭に立ち、スマラン華商界のまとめ役になったのが台湾籍民¹⁾だった。スマランの華商は一方で、オランダ、イギリスなどの資本とも関係をもち、蘭臣民、中国、英国などの多重国籍を利用して、インドや中国へと商業網を拡大するが、1920 年代にはジャワ外に拠点を移していった。

このような華人の対外志向は何に起因したのか。従来の華人研究では居住地での活動に主眼が置かれてきたが、本報告では、スマラン華人社会のリーダーの多くが貿易商だった点に着目し、植民地体制下においてジャワ外の世界と積極的に関わりを持った新たな華人像を提示する。

¹ 日本が台湾を領有した後、日本の臣民籍を取得した在外台湾人の通称。1899 年に蘭印では日本人の法的地位が「ヨーロッパ人と同等」に引き上げられたため、ジャワ在住の華人の間で台湾籍を取得し、日本人と同等の待遇を享受する動きが盛んになった。特に福建系華人の比率が高いスマラン、スラバヤ、ジョグジャカルタ、ソロなどで帰化者が多かった。

「「バマー・ムスリム」という生き方：
ビルマ政府の国民概念とイスラム系住民の生存戦略」

斎藤紋子

発表要旨

本報告では、現代ビルマにおける国民統合の中で、政府の考える「ビルマ国民」の最も周縁に位置するムスリム住民が、ビルマ社会の中で「ビルマ国民」として暮らしていく中でどのような問題を抱えているのかを明らかにする。

ここで焦点をあてたのは、ムスリム住民の中でも、特に、自らを「バマー（ビルマ人）」であると主張するムスリム住民（バマー・ムスリム）である。仏教徒中心のビルマ社会、つまり多くの場合、「バマー＝仏教徒」とされる社会において、イスラム教徒でありながら「バマー」と主張するバマー・ムスリムに、ビルマ政府の考える国民統合における問題が最も顕著に現れていると考えられるからである。

本報告ではまず、1982年に制定されたビルマ国籍法について、その制定過程で見られた政府の国民概念を追う。制定過程で「国民の意見を求めたい」として公表された、国籍法に関する検討事項をみることによって、当時どのような点が政府にとって国民統合上の「問題」とされていたのかが明らかになる。次に、法律が実際に運用される際の、ムスリム住民の体験を検討する。前述の国籍法の条文では、制定過程でしばしば言及された外国系・混血の住民に対する不信感が権利の差として明示されることはなかった。しかしながら、信仰の自由の現状、反ムスリム感情を醸成するような未検閲冊子の出版、1982年ビルマ国籍法・1983年ビルマ国籍法関連規則に基づいて運用されている国民登録証を巡って発生している問題などから、ムスリム住民が直面している具体的な困難が明らかになる。

ビルマにおける国民統合に関する研究においては、数は少ないが公的資料を用いて国家の視点から研究を行うことが多い。しかし、ここで扱うようなムスリム住民が直面している問題は、最初に述べたとおり「ビルマ国民」の最も周縁に位置するといえる人々の問題であり、公的資料からはまったく見えないものである。本報告では、さまざまな形で入手した非公開資料や、検閲制度の厳しいビルマで未検閲のまま発行されている冊子などを用い、またそれを補うものとしてインタビュー調査で得られた彼らの語りを用いて、法律上の定義ではなく実際の運用における「ビルマ国民」概念を考えていく。そして、ビルマ政府の推進する国民統合においては法律に規定された「ビルマ国民」の定義にあらわれない、「エスニシティ／宗教」が重大な影を落としているという事実を提示する。その上で、ビルマにおいてムスリムとして暮らしていくための積極的選択として、あえて「バマー」であることを主張する「バマー・ムスリム」というアイデンティティの選択が持つ意義と可能性について考察を加える。

「戦後日本のアジア認識

－ ボクシング東洋選手権における日比戦を主な事例として － 」

乗松優（九州大学大学院）

発表要旨

従来、戦後日本の復興に関して、大衆文化が精神的な励ましやナショナルな感性をはぐくむことに大きく寄与してきたと言われた。たとえば、テレビの普及と力道山のプロレスは、かつての鬼畜・敵国にして現在は占領者であり、同時に解放者・保護者でもあるアメリカに対する屈折した感情を、巧みに発散昇華させ、日米関係の再構築に大きく貢献した。しかし、アメリカと同様に重要であったアジアとの関係再建も、ほぼ同時期に進んでいたにもかかわらず、その実態の解明と評価は、ほとんどなされていなかった。本研究は、その戦後復興期における日本人のナショナルな感性の再構築と、対アジア関係・認識の再編成を、フィリピン人ボクサーとの東洋選手権試合を中心として、検討するものである。

これまでの考察の結果、以下のことが明らかとなった。1950 年代初期に日本で成立した東洋選手権は元々、フィリピン人興行師ロッペ・サリエルが構想した売り文句に等しかったが、テレビ放送を成功させたい日本テレビの正力松太郎と、勤皇主義の再生を試みる後楽園スタジアムの田辺宗英の思惑と絡まりあって、一大コンテンツとして成長した。さらに、アジア諸国とのボクシング交流は、スタジアムやマスメディアでの集客力アップに繋がっただけでなく、むしろ予期せぬ結果として、日本人のアジアへの関心を再喚起した。その結果、東洋選手権は日本人に再び立ち向かうべきアジアという認識を生みだし、「東洋」を様々な意味がせめぎ合い結びつけられる空間として規定していった。

また、東洋選手権の受容のされ方に目をやれば、ある時期まで敗戦を経験した日本人に肯定的な自己像を与えていたことがわかる。科学的トレーニングの有効性が GHQ 軍属だったカーン博士と元世界王者白井義男によって立証された 1950 年代初め、選手やファンの間には、「外部」から持ち込まれた知識に対して違和感を顕わにするものが少なくなかった。しかし東洋選手権において、強打力を持ち味とする日本人選手が、アメリカ植民地支配によっていち早く欧米化したフィリピン勢の優勢を切り崩せないことが明白になると、徐々に科学的トレーニングへの信奉が生まれてゆく。そして、中軽量級でフィリピンを凌ぎ、「国産」の世界王者が生まれる 1960 年代には、日本は声高らかに「一等国」を宣言し、世界有数の科学スポーツを有する国家として認識を強めていった。戦後ナショナリズムの構築をスポーツの観点から振り返るとき、東洋選手権におけるフィリピンは、戦争中に侵略した「アジア」と戦後日本に駐留した「アメリカ」の代理人として立ち現れ、日本が自らのアイデンティティを模索する上で重要な他者の役割を演じたと言える。

その一方で、実際に東洋選手権を経験したボクサー達は、国家の代表選手としてよりも、当時としては希少な国境を横断する旅人としての認識を深めた。例えば、レオ・エスピノサや“フラッシュ”・エロルデと戦った元東洋王者金子繁治は当時のことを振り返って、異国ボクサーとの出会いをキリスト者としての「自己」を形成する重要な一契機として位置づけた。また、戦後早期にオーストラリアやフィリピンを転戦した元東洋王者勝又行雄は、閉塞的な社会を飛び出して自分の力量を試す舞台をボクシングにおける旅に求めた。これらはいくまで、個人的な経験に基づいた語り過ぎないが、国際的な競技会で活躍する日本のスポーツ選手に、国民国家の共同体幻想を投げかける敗戦後の日本社会において、彼らは全く希少な存在であったと言える。ボクサー達はいわば、「巡業＝旅」の中にその身を置くことで、日本の戦後ナショナリズムを相対化し、ナショナルな枠組みに拠らないアイデンティティを模索する機会を得た。

「オラン・アスリの 10 年 - 歴史資料としての民族誌」

信田敏宏（国立民族学博物館）

発表要旨

本発表では、第 4 回東南アジア史学会賞の受賞作品を紹介する。受賞作品は、単著『周縁を生きる人びと オラン・アスリの開発とイスラーム化』（京都大学東南アジア研究所地域研究叢書 15、京都大学学術出版会、2004 年）と、論文「ドリアン・タワール村の生活世界 マレーシア、オラン・アスリ社会における階層秩序と世帯状況」『国立民族学博物館研究報告』（29 巻 2 号、2004 年）である。

これらの作品は、マレーシアのヌグリ・スンビラン州に位置するドリアン・タワール村（仮名）において、1996 年から 1998 年にかけて実施した長期フィールドワークによって収集したデータを中心にまとめた博士論文（東京都立大学大学院）が基になっている。論文「ドリアン・タワール村の生活世界」は、単著を補完する内容となっている。

イスラームを国教とするマレーシアでは、1980 年代以降、マレー人への同化政策の一環として、オラン・アスリに対してイスラーム化政策が推進されている。「イスラーム改宗者に対しては開発の恩恵を施す」この政策の影響を受けて、オラン・アスリ社会ではムスリムのオラン・アスリと非ムスリムのオラン・アスリの間には亀裂が起こり、両者の間に様々な対立や緊張が生じている。上記の作品では、現代マレーシアにおいて、国家主導の開発やイスラーム化が先住民オラン・アスリの生活世界に与える影響や、それらに対峙しているオラン・アスリ側の対応について、長期フィールドワークで得た民族誌的なデータに基づき、オラン・アスリが置かれている現代的な状況を記述し、分析しようと試みている。また、イスラーム化を推し進める側ではなく、イスラーム化を強制される側、すなわちイスラーム教徒ではないオラン・アスリの人びとの様々な対応を、開発による階層化や経済格差など、彼らの社会経済関係を考慮しながら論述している。

本発表では、単著に対する書評を紹介し、それら書評への私のコメントも織り交ぜながら、単著の内容を紹介する。そして、時間が許せば、今後の研究の展望についても述べてみたい。

趣旨説明

玉田芳史（京都大学）

趣旨

2001 年 2 月に発足したタイのタクシン・チンナワット政権は、2006 年 9 月 19 日のクーデタによって幕を閉じた。クーデタの発生は 1991 年 2 月以来のことであり、15 年半ぶりであった。この間にタイの政治は民主化しているとほとんどのものが見なしており、それどころか自由で公平な選挙の実施ならびに政治的自由の享受の両面において、タイは東南アジアではもっとも優等生の国の 1 つと見なされてもいた。それにもかかわらず、クーデタが起きた理由は、タクシン政権に求められるであろう。タクシンのどこに問題があったのだろうか。

タクシン政権は様々な新機軸を打ち出した。一方では高い人気、強い指導力、経済の活性化、官僚支配の打破、大がかりな行政改革構想などを賞賛され、他方では汚職、知識人やメディアへの横柄な態度、王室への不敬などを批判された。これらのうちのどれが真因であるのかはさておき、そこにクーデタの呼び水があったことは間違いなからう。庶民層の不満とは裏腹に、多くの知識人がクーデタを積極的に擁護し、中間層がクーデタを容認する理由も、タクシン政権にあったと思われる。

タクシン政権は一体何をしたのか。善悪や好悪にかかわらず、実態の究明が、議論や分析の出発点とならなければならない。本パネルでは、4 名のタイ研究者がそれぞれの角度から光を当てて、同政権の実像の把握を試みる。今泉は 1997 年憲法とタクシン政権の関係を、永井は 1990 年代に始まっていた地方分権がタクシン政権下でどのような展開を見せたのかを、青木はタクシン政権の外交政策の特色を、東は庶民と経済界の両方に恩恵をもたらして政治的支持を獲得し、内需と外需を刺激して経済成長も狙った経済政策について分析する。

2006 年クーデタは、あたかもタクシン政権が存在しなかったかのように、政治システムを 2001 年 1 月以前の状態へ復元することを狙っていたように思われる。しかし、現実にはパソコンのソフトウェアのような具合にはゆかない。政権の安定、強いリーダーシップ、有権者の多数部分への配慮などといった政治面の変化も、国際的競争力強化、自由化、民営化、FTA 締結、外資流入奨励などといった経済政策も、内外の状況や趨勢にかなりの程度適合していたからである。

クーデタ後のタイは内向きになっている。一部の知識人は選挙ごときよりも道德こそが重要といったようなタイ的な論理でクーデタやタクシン政権を説明しようとする傾向がみられる。総合討論では、タイの外からの視点を交えて、タクシン政権、クーデタ、さらにタイの政治体制の評価にも踏み込めれば幸いである。

「タックシン政権と 1997 年憲法体制：制度設計の特徴とその限界」

今泉慎也（アジア経済研究所）

発表要旨

本報告は、タックシン政権と 1997 年憲法体制との関係を軸に、タックシン政権の特徴とその制度的要因を示そうとするものである。本報告で描こうとするのは、次の 2 つの側面である。

第 1 に、タックシン政権が安定的な政治基盤を確立することができた要因に、1997 年憲法自体の制度設計があったことである。

1997 年憲法は、1992 年政変（流血事件）以降の民主化・政治改革の成果として成立したものであり、従来の憲法と比較して、民主的な性格が強い憲法であった。その制定時のもっとも重要な課題は、効率的な意思決定を行うことのできる安定的な民主主義政治を確立することにあった。それは、政治家の汚職・腐敗、金権選挙といった問題点のほか、小政党による連立政権が常態化し、政党間の駆け引きから民主化以降も短い期間に政権の交代が相次ぐ事態が生じていた。こうした従来のタイの議会制民主主義が抱える問題点を克服するため、1997 年憲法は、下院の小選挙区制の導入、下院議員の政党への所属義務づけなどの規制を強化し、より安定的な政権ができやすくしたのである。ただし、経過規定によって、選挙はすぐに行われず、2001 年総選挙で成立したタックシン政権は、1997 年憲法の枠組みにもとづいて誕生した最初の政権となった。憲法が想定したような安定的な政治基盤を確立することに成功したタックシン政権は、まさに 1997 年憲法の申し子であったと言える。

1997 年憲法はいわば「強い政治」を可能とする一方で、それとバランスをとるために監視・監督の枠組みを強化しようとした。すなわち、憲法裁判所、行政裁判所の新設のほか、選挙委員会、国家汚職防止取締委員会、国家人権委員会、国会オンブズマン、国家会計検査委員会等の憲法上の独立機関を設置し、多元的な政治・行政過程のチェック機能を整備したのである。はたして憲法の予定するチェック機能がタックシン期においてどのような役割を果たしたのか、という点が本報告で描こうとする第 2 の側面である。

こうした枠組みはそれなりの成果をあげたが、多くの問題点を露呈してきた。とりわけタックシン政権期においては、憲法裁判所などによるチェックが十分に機能していないとの批判が強まった。さらに、タックシン政権のような強すぎる政治の登場を許したこと自体が 1997 年憲法の欠陥であるとして、第二の政治改革と憲法改正を求める主張が高まったのである。

しかし、反タックシン運動に起因する 2006 年政変のなかで、1997 年憲法体制はその枠組みのなかでの問題解決に成功せず、2006 年 9 月 19 日のクーデタによって、タックシン政権とともに終わりを迎えることとなった。その後、2006 年 10 月に暫定憲法が制定され、その下で現在新たな憲法の起草が進められつつある。そのなかで示されている改正の方向を参照しながら、1997 年憲法の何が批判され、何が生かされているかを検証し、今後の展開を展望して本報告のまとめとする。

「ほどほどの地方分権 - 地方自治の拡大から深化へ? - 」

永井史男 (大阪市立大学)

発表要旨

本報告では、タックシン・チンナワットが首相を務めていた 2001 年 2 月～2006 年 9 月にかけての、タイ国における地方分権の実態、特徴、評価を試みる。

タックシンが首相を務めていた時期は、90 年代初めから進む民主化・地方分権の流れの中に位置づけると、1999 年地方分権推進法によって策定を義務付けられた地方分権計画の実施期に相当する。地方分権推進法に従えば政府歳出に占める地方財政歳出比率は 2006 年までに 35% を達成し、2001 年地方分権実施計画に従えば 4 年以内に 245 業務を中央政府から地方自治体に移譲することになっていた。だが、その結果は、地方財政歳出比率は 24.1%、権限移譲は 180 業務 (現在も移譲中の 13 業務) に留まった。地方分権推進法自体、9 月 19 日クーデタ事件後に成立したスラユット・チュラーノン内閣によって改正され、地方財政歳出比率の当面の目標は 2007 年までに 25% を達成することに引き下げられた。

タイの地方分権はタマサート大学を中心とする分権派有識者によって構想されてきた。1997 年憲法第 9 章「地方自治」(第 282 条～290 条)、1999 年地方分権推進法、2000 年地方分権計画大綱、そして 2001 年実施計画の策定も、一貫して彼ら有識者が関与してきた。245 業務の移譲計画も地方分権委員会で委員を務める有識者が中心となって各省庁局担当者へのヒアリングの上で決められたものであった。だが、それにもかかわらず権限移譲は計画の約 4 分の 3 に留まった。その理由は、保健省や教育省が保健所や小・中・高校の自治体への移譲にそれぞれ反対したこと、タックシン政権が地方分権に対して消極的だったこと、そもそも自治体の大多数がこれらの業務を行えるだけの行財政能力が十分でなく中央省庁の自治体不信が背景にある。地方財政歳出比率 35% という目標は達成できなかったが、97 年憲法以前には 7～8% に過ぎなかった比率は 25% まで約 3 倍に広がった。その意味では、タイは「ほどほどの地方分権」を遂げたということができる。

タックシン政権は地方分権について明白に反対の声を挙げることはなかったが、積極的に推進する対応もとらなかった。教育と保健を除く他分野、たとえばインフラ整備、社会的弱者への公的扶助、住民団体振興業務などは自治体に移譲された。2003 年末にはそれまで一部の自治体でしか導入されていなかった首長直接公選がすべての自治体に適用された。直接公選首長は今や 9 割以上を占め、任期は連続 2 期まで限定され、立候補にあたっては政策を表明し、毎年議会に対して業務報告を義務付けられている。このようにタイの地方自治は、単に自治体の数や権限・予算を増やすことから、住民に対する行政サービスの効率・効果向上や説明責任を果たす時期に移りつつある。つまり、地方自治の「拡大」から「深化」への移行期にある。しかし、これまでの分権が地方自治の「深化」に繋がっているのかどうかの評価は、今後のパフォーマンスに掛かっているように思われる。

「タックシン政権の対外政策 - タイの中進国化を目指して」

青木まき（アジア経済研究所）

発表要旨

本報告では、タックシン政権の対外政策決定の仕組みと政策の特徴とを、タイ国内の政治経済的な構造変化を踏まえて分析する。

タックシンは、国際関係においても独自のイニシアティブを発揮した。アジア協力対話（Asia Cooperation Dialogue: ACD）やイラワジ・チャオプラヤー・メコン地域経済協力戦略（Ayeyawady-Chao Phraya -Mekong Economic Cooperation Strategy: ACMECS）といった新たな地域協力枠組みを設立したほか、日本、アメリカといった国々との二国間自由貿易地域協定（FTA）締結交渉を積極的に進め、アジアにおける経済統合の動きを牽引しようとした。

こうした動きは内外で耳目を集めたものの、タックシンの対外政策の実態を把握した研究は少ない。タックシン政権による対外政策とは何だったのか。誰が、国際関係をどのようなものとして捉え、何を目指したのだろうか。

これらの問いに答えるため、報告ではチャートチャーイ政権（1988 年 8 月～1991 年 2 月）以降の歴代政権による対外政策とタックシン政権による外交政策とを比較し、タックシン以前と以後との異同を明らかにする手法をとった。チャートチャーイ時代まで話を遡るのは、タックシン政権の対外政策が、チャートチャーイ政権時代に始まったタイの構造変化の延長上にあり、そうした変化を反映していると考えたためである。報告では、その変化を政策決定過程の多元化と、国際的経済相互依存の緊密化として要約し、タックシン政権の対外政策を考察するための視角として分析を行った。

分析に際し、本報告が掲げる仮説は以下の通りである。

仮説 1：タックシンはチャートチャーイ以来始まった「政策決定過程の多元化」に依拠しつつ、かつてなかったほど「首相に政策決定の権限を集中させた」。

タックシン首相は政策の立案実施に強力な主導力を発揮した。しかしタックシンのような政党政治家が対外政策決定過程で主導力を発揮できたのは、それを可能とする政治的環境がすでに整っていたためだ、というのが本章の説明の仕方である。

仮説 2：タックシン政権の対外政策とは、グローバルな経済システムの中で各国の経済が持つ特質を踏まえ、その中でタイが影響力を最大限に発揮できる関係を構築するための手段であった。

仮説 1 で示した政策決定の仕組みに基づいてタックシン首相が追求したのが、先進国との FTA 締結交渉と近隣諸国との地域協力であった。これらの政策は確かにタックシン政権時代に本格化した。1990 年代を通じて培われたグローバルな経済システムとタイ経済との相互依存関係を前提として踏まえていた。

先進国とタイ、そしてタイと周辺途上国との経済関係を緊密化し、その間でタイを借款の受け手である途上国から、先進国の経済力を背景に他の途上国へ借款を供与する立場、すなわち中進国に押し上げる。それがタックシン首相による対外政策の本質であった、というのが本報告の結論である。

タックシン政権が退場した現在、その対外政策については ASEAN あるいはアジアのリーダーを目指すものだったというイメージだけが残されているのが現状である。そうしたイメージに対し、本報告では「首相の主導によるタイの中進国化」としてタックシン政権の対外政策を描き出すことを目指す。

「タクシン政権の経済成長戦略と貧困解消戦略」

東 茂樹（西南学院大学）

発表要旨

約 5 年半続いたタクシン政権は、2006 年 9 月の軍事クーデターにより崩壊した。軍はクーデターの目的を、社会の不正や対立を招いたタクシン政権を終焉させるためと説明し、暫定首相に任命されたスラユット氏は、透明性や公正を念頭に置いた政権運営に努めると表明している。タクシン前首相は首都バンコクでは中間層を中心とした首相辞任要求運動に直面し、この運動が引き金となって退陣を余儀なくされた。他方で東北部や北部の農村部では、首相在任中に実施した貧困解消政策（農民債務返済猶予、村落基金、一村一品運動、庶民銀行、30 パーツ医療給付制度、低所得者向け住宅開発など）により、農民や低賃金労働者から人気が高く支持されていた。

タクシン政権は従来の政権が行ってきたように外需主導型の経済成長ばかりでなく、内需振興にも重点を置いた複線型の経済政策（デュアルトラックポリシー）を実行に移し、経済成長率の上昇に成果を上げたとは一般には評価されている。しかし同政権の貧困解消政策が本当に内需拡大に効果があったかどうか、低所得者の事業機会創出につながったかどうかは検証する必要がある。また貧困解消政策の実施により、その本来の目的である所得格差の是正は達成されたのであろうか。所得格差が依然として拡大傾向にあるとすれば、個々の事業のどこに問題があったのか。個々の事業の背景や理念、実施手法や体制、実際の運営のされ方を点検していくことにする。

貧困解消政策の多くの事業は、政府系金融機関から資金を調達しており、政府予算支出の 4 割近い規模に達している。これらの事業が軌道に乗らず不良債権化した場合、将来的に財政支出から補填することになり、事前の了解なく国民の税金投入という事態を招くことになる。またタクシン首相は、予算の予備費を活用して、機動的な財政支出を行ってきた。政権末期には、歳出に占める予備費の割合が 2 割に近づいている。予備費は本来、自然災害などの緊急時のために首相の裁量で支出する費目であるが、タクシン首相は有権者の支持獲得のために利用していると批判されてきた。新憲法の起草作業でも、予算面で政府の権限に歯止めをかける方向で議論が進んでいる。タクシン政権の経済政策に実施に伴う財政への影響についても検証したい。

最後にタクシン政権の外需振興政策は、競争力強化戦略であった。2003 年に策定された同戦略では、アジアの貿易・投資のハブをめざして、2 年後に輸出額で世界 20 位、外国投資の流入額でアジア第 5 位を目標にしている。これを実現するために、自由貿易協定の締結を推進し、生産ネットワークのなかのクラスターに位置づけられるよう、自動車産業などの重点産業を支援した。この貿易・投資の自由化の推進は、スラユット暫定政権が、短期外資流入規制の発動や外国人事業法の改正などの政策運営で躓いているのとは対照的である。しかし競争力強化戦略は、国民から全面的な支持を得ていたわけではなかった。同戦略の構想と問題点についても触れておきたい。

趣旨説明

吉田信（福岡女子大学）

趣旨

本パネルでは、植民地期のインドネシア社会を構造的に規定した「法／規範」、とりわけ国籍（人の公法上の身分）や婚姻（民事上の身分）に関する議論をとりあげる。こうした法や規範は、単に植民地期の現象にとどまるだけではない。例えば、昨年の国籍法改正に象徴されるように、現在に至るまでインドネシア社会を構造的に規定する面を有している。蘭領東インドの植民地統治がインドネシアという国家の原型をもたらしただけでなく、広く指摘されているが、社会に埋め込まれたこれら「法／規範」を歴史的にさかのぼり、今一度その根底において理解することにも一定の意義が存在するのではなかろうか。

蘭領東インドには人種や民族を異にする多様な住民が混在していた。支配と被支配の関係を確立し、植民地における統治原則を確定する目的で制定された統治法は、植民地住民の地位を「ヨーロッパ人」と「原住民」に区分した。また、この区分に呼応する形でヨーロッパ法とアダットの二重構造が維持され、異なる「法／規範」が蘭領東インドに併存することとなった。だが、両者の関係は、相互に接触のない別個の領域として存在していたというよりも、「法／規範」が相互に影響しあう交錯した関係にあったとみるべきだろう。

パネルでは、3名の報告者が各自の関心領域から植民地期の「法／規範」の交錯した関係を取り上げる。まず吉田が蘭領東インドにおける法的な住民区分を概観すると共に、「ヨーロッパ人」と「原住民」という区分を掘り崩す契機となった 1899 年の「日本人法」の立法過程に関する報告を行う。貞好は、「ヨーロッパ人」と「原住民」のはざまに独特の位置を占めた「華人」の法的地位の複雑な様相を、一般に「二重国籍」の淵源と目されてきた 1910 年の蘭臣民法制定前後の状況を中心に考察する。さらに、山田は、多妻婚をめぐる議論の報告を通じて、イスラム法における多妻婚が一夫一婦制という「法／規範」と交錯する姿を描き出す。

「文明と野蛮の間 - 『日本人法』の成立と蘭領東インドにおける住民区分の変容」

吉田信（福岡女子大学）

発表要旨

1854 年に成立したいわゆる「統治法」は、蘭領東インドに対する統治原則の確立とみなすことができる。そこに盛り込まれていた法的な住民区分は、多様な民族の混在する植民地住民をいくつかの基準により分類しなおす社会的再配置とでもいうべき効果を植民地社会にもたらした。インドネシア独立以後も、それは社会を構造的に規定し続けている面があり、昨年改正された国籍法などは、その象徴的な事例である。

法的住民区分には、カテゴリーに応じた権利／義務関係が付随しており、政治・経済を含む社会のあらゆる領域に浸透することで、単なる法的枠組みにとどまらず、植民地住民の規範意識の形成に重要な役割を演じていた。法的住民区分は、一方では民族主義の主体を産出す鑄型として機能したことが指摘されるとともに、他方ではその政治的あるいは経済活動における制約を逃れるため、住民区分の境界を越え、換骨奪胎しようとする試みが存在したことも近年の研究結果は明らかにしている。

オランダが統治法により導入した法的な住民区分は、そのカテゴリーにおいて多様であり、また蘭領東インドを取り巻く国際関係や植民地での政治状況の変化により変容した。そこで、本報告においては、以下の諸点について論じていく。

1. 蘭領東インドに施行された法的住民区分の概観。統治法は植民地における住民に対して「国籍」、「居住資格」、「人種（民族）」を基準とする三つのカテゴリーを設けていた。これら法的カテゴリーの内実、および相互の関係について論じることで、本報告のみならず続く報告への前提となる知識を提供する。

2. 法的住民区分の変遷。これら住民区分のなかでも、植民地住民にとってとりわけ重要だったのは「国籍」と「人種（民族）」による区分である。「国籍」は、政治的権利の享受と密接なかわりを有し、「人種（民族）」による区分は、「文明」を背景に存立していた。統治法施行にともない導入されたこれら住民区分が植民地期にどのような変遷をたどったのか概観することで、これら住民区分にもたらされた変容を整理する。

3. 「日本人法」の立法過程。「人種（民族）」基準による住民区分に大きな影響をもたらしたのが、1899 年に成立した日本人法である。「日本人法」とは、オランダとの不平等条約の改正にともない、蘭領東インドに居住する日本人の法的地位を「原住民」との同等視から「ヨーロッパ人」の地位へ変更した法律であり、日本人の経済活動のみならず、華人の政治意識や「国籍」にも影響を及ぼした。オランダにおける「日本人法」立法過程の分析を通じて、オランダ側が植民地での日本人の存在をどのように認識していたのか。また、日本の外交資料を突きあわせることで、日本側が植民地での邦人の法的地位をどう把握していたのかを論じていく。

これらの点について報告をすることにより、蘭領東インドにおける法的住民区分の概要を把握したうえで、その変容に「日本人法」の果たした役割を明らかにしたい。

「華人の法的地位をめぐるマルチプル・スタンダード
- 1910 年蘭臣民法の背景と意義考察を中心に - 」

貞好康志（神戸大学）

発表要旨

オランダ植民地時代、特に 19 世紀後半から 20 世紀初頭に導入された法制度や、同時期に形成された住民カテゴリーにまつわる社会通念が、独立後のインドネシアの国民統合のあり方にながら影響を及ぼし、現在にまで至っている例は少なくない。外国系マイノリティとしては最大勢力の中国系住民（華人）についてもそのことは当てはまる。

独立後の華人の法的身分で最も基本的なものは国籍である。1955 年のアジア・アフリカ会議を契機にインドネシアと中華人民共和国の間で二重国籍（解消）条約が結ばれたことは比較的よく知られている。このときの二重国籍問題の淵源と一般に目されるのが、1909 年の清国国籍法と翌 1910 年のオランダ臣民法の制定である。

本報告の課題は次の三点に分けられる。すなわち、（１）この蘭臣民法の歴史的意義を、その制定に前後する、蘭印当局の諸住民とりわけ華人に対する法的措置の変遷の中に位置づけると共に、中国の動向や華人社会の反応に目配りしつつ再考する。（２）蘭印における華人の法的地位が、蘭臣民法の制定以降、一元的安定はおろか、「二重」でさえなく、様々な次元でいかに多重に錯綜していたかを明らかにする。（３）蘭臣民法が植民地期華人社会の政治運動にいかなる影響を及ぼしたか、若干の試論を行う。

（１）においては、蘭臣民法の制定が、とりわけ対外的に曖昧だった大多数の植民地住民の法的地位を確定するという点で、19 世紀以来の蘭印国家の整備・完成途上における長期的・一般的文脈に位置づけられると同時に；より短期的・直接的には、華人の管轄権をめぐる清朝との対抗関係の中で策定された側面が強いこと；さらに蘭印在住の一部華人が蘭臣民法制定の動きを事前に察知し、清朝側に働きかけるなど一定の主体的役割を果たしたことを述べる。

（２）においては、血統主義に立つ中国側国籍法との間で二重国籍状態になったこと自体は従来言われる通りだが、少なくとも植民地期の間、大半の華人にとってさほど大きな問題ではなかったこと；むしろ、1892 年に改定された血統主義のオランダ国籍法が、生地主義に立つ蘭臣民法と入れ子構造を成し、蘭印社会の中で華人が（原住民などと共に）オランダ人とは「人種的」に峻別される二級臣民と再確認されたこと；19 世紀以来の（正式には 1925 年に法制化される）「外来東洋人」としての独特な扱いが、蘭臣民法の制定後も基本的には継続したため、蘭印植民地の住民グループの中でも華人の法的地位がいつそう錯綜の度を加えることになった様子を見る。

（３）においては蘭臣民法が、植民地住民にとって「国籍らしきもの」として一定の権利・義務の確立や、その行使のための新たな諸制度（植民地議会など）とリンクしていったこと；そのため、「中国志向」が顕著になりつつあった華人住民とりわけ蘭印生まれのプラナカンの中に、生活舞台や政治的枠組としての「東インド志向」の傾向が現れ次第に優勢になっていく基盤として働いたこと；他方で、華人の運動における「ヨーロッパ人身分との同等化」の希求に拍車をかけるきっかけにもなったことを論じる。

「多妻婚論争にみる法・規範の交錯

- 20 世紀初頭西スマトラ、ミナンカバウ社会を中心として - 」

山田直子（早稲田大学）

発表要旨

本稿の目的は、1916 年の西スマトラにおいて創出された多妻婚をめぐる論争を通して、当時のミナンカバウ世俗的知識人の法や規範に対する解釈や認識を探ることである。考察の素材としては、現地語新聞『ウトゥサン・ムラユ』に掲載された約 35 の論説を中心に使用し、テキスト分析を行った。

婚姻をめぐる社会的規制は集団関係を規定するものであり、村落の紐帯をより強化するものとして機能していたという意味で、ミナンカバウ村落社会にとって非常に重要な位置を占めていた。オランダ植民地政府は、ムスリムの婚姻と離婚に関する手続き上の規定を示したものの、1937 年に多妻婚を禁止する条例案を発表するまでは、基本的に婚姻法への直接的な介入を避けていた。にもかかわらず、当時急速に発展しつつあったムラユ語新聞においては、「近代」や「進歩」に関する様々な言説が存在するなかで、婚姻をめぐる問題は、知識人が希求する「近代」へ接近するために解決されなければならない最も重要なテーマとして認識され、議論されていた。

論争での意見は多妻婚廃止推進派と容認派の二つに分けられる。推進派の意見では、多妻婚において男性が複数の妻に対し平等に愛情を注ぐことは不可能であり、その結果として「見放されてしまう」妻や子供が存在し、夫の家族に対する責任の不在を追及している。また多妻婚によって妻や子供が増えることにより、経済的に困難な状況に陥り、それは社会全体の経済問題とも直結すると述べている。そのような批判に対し、容認派は多妻婚であっても良好な夫婦関係、妻同士の間を維持しているケースもあると指摘し、また経済問題についてはママック（妻の兄弟、子供の伯父）に養育の義務があるため、夫にはその責任はないとする反論が生じた。

4 ヶ月間にわたり集中的に繰り広げられた論争は、多数を占める廃止推進派の意見に押し切られる形で一旦収束した。しかし推進派の意見も、植民地政庁に対する法整備に向けての働きかけなど、新たな法や規範の創出にはいたらず、あくまでも既存のアダットとイスラーム法の枠組みのなかでの解決を論ずるに留まった。この論争は、植民地国家の近代的な法規範が社会のあらゆる領域を包摂しきれていない過渡期的な時期における、いわゆる近代志向の知識人による法規範概念の解釈とその限界を示している。